

「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」等の一部改正に関する意見募集の結果について

令和 6 年 1 2 月
国土交通省海事局

国土交通省では、令和 6 年 10 月 2 日から令和 6 年 10 月 31 日まで、「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」等の一部改正に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、2 件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<意見募集の結果>

1. 実施方法

- ①募集期間：令和 6 年 10 月 2 日（水）～令和 6 年 10 月 31 日（木）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子メール、FAX および郵送

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載

3. 意見数

意見提出件数 2 件

6. お問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課 意見募集担当
電話番号 03-5253-8111（内線 44-175, 44-179）
03-5253-8639（課直通）

ご意見の概要および国土交通省の考え方

意見①	
ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>1. 改正全体の経過措置を設けないのであれば、公布スケジュールを大幅に前倒しして国際条約が発行されるのと同時期にしたい。</p> <p>本件は国内法令であり、基本方針が国際条約との整合だとされていても公布された国内法令を確認することが前提となる。国際条約をもとに見込みで国内法令対応の準備をすることは本来あってはならないことである。</p> <p>国連勧告及び国際条約の改正動向を、関係団体を通じて関係者に情報共有を図ることは公布が遅れてよい理由としては全く認められるものではない。(そのような情報共有については賛成である)</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>国内法令への取り込みに関しては、国内法令上の規定ぶりや既存法令との整合性などの検討に係る一定の時間は必要であり、国際条約の策定と同時期の公布は難しい状況です。ご理解とご協力をいただけますようお願い致します。</p>
<p>2. あわせて、改正動向の情報共有に関しては、共有先の公開、ならびに共有した情報の希望者への提供を行っていただきたい。</p>	<p>国土交通省では、ご承知のとおり改正動向について、関連団体を通して関係者に周知を図っており、現時点で情報提供方法の変更は考えていませんが、ご意見を踏まえつつ適切な情報提供に引き続き取り組んでまいります。</p>

意見②	
ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>木炭の海上輸送要件に関して、データ採取に際するルール、代表試料の採取方法や採取者、試験の手法や有効期限等を明確にお示しいただければと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今次改正により、全ての木炭は、危険物として運送することになります。木炭を海上運送するにあたり、荷送人は出荷の際に、製造日、容器に収納した年月日及び容器に収納した際の製品の温度を危険物明細書に記載することになります。</p> <p>なお、木炭を収納する容器等級は、従来通り、荷送人が船舶による危険物の運送基準</p>

	等を定める告示別表第1 備考 2(4)(iv)の自己発熱性物質の欄の判定基準に基づき判定します。
--	--